

# 予算決算常任委員会防災県土整備企業分科会提出資料

## 1 所管事項

- (1) 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定  
による提出資料について . . . . . 1

平成25年10月8日

県 土 整 備 部

第2-2号様式(条例第6条第1項関係)

交付決定実績調書(5億円以上)

(部局名:県土整備部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者の氏名及び住所	交付決定額	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	実現しようとする政策、施策及び目標	補助金等の交付以外の方法の可能性	課(室)名	備考
5 (1-4)	連続立体交差事業負担金	近畿日本鉄道株式会社 大阪市天王寺区 上本町6丁目1番 55号	558,267	近鉄川原町駅付近連続立体交差事業による鉄道施設高架化等の都市計画事業に要する経費の一部を負担する。	(目的・理由) 連続立体交差事業による鉄道施設高架化で踏切除去を行うことにより交通円滑化と踏切事故の解消を図る。 (根拠) 「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する要綱」及び「同細目要綱」に基づく近鉄との協定書	(政策) 安心と活力を生み出す基盤 (施策) 快適な住まいまちづくり (目標) 快適なまちづくりの推進	連続立体交差事業による鉄道施設高架化等に負担するものであり、他の方法は見当たらない。	都市政策課	

第2-3号様式(条例第6条第4項関係)

交付決定実績調書(5億円以上、変更分)

(部局名: 県土整備部) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者の氏名 及び住所	事業内容	交付決定額		変更の内容及び理由	課(室)名	備考
				変更前	変更後			
2 (1-1)	広域河川改修費 負担金 (平成24年度)	近畿日本鉄道株 式会社 大阪市天王寺区 上本町6丁目1番 55号	近鉄川原町駅付 近連続立体交差 事業と併せて実施 する三滝川の狭窄 部を解消する河川 改修事業のため、 鉄道橋架け替え工 事に要する経費の 一部を負担する。	428,000	578,691	鉄道橋架け替えの事業促進 のため、事業費を増額したも のである。	河川・砂 防課	

2

## 補助金等評価結果調書

(部局名: 県土整備部) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	当初交付決定額	交付実績額	評価結果	課(室)名	備考
24-2-1	道路改築事業負担金	近畿日本鉄道株式会社 大阪市天王寺区上本町 6丁目1番55号	168,858	169,676	(根拠) 「都市における道路と鉄道との交差に関する協議等に係る要綱」及び「同細目要綱」に基づく近鉄との協定書 (公益性) 健全かつ機能的な都市形成のための負担であることから公益性を有する。 (必要性) 踏切による渋滞や踏切事故解消を図るため、鉄道の高架化が必要となる。 (効果) 鉄道の高架化で踏切除去を行うことにより交通円滑化と踏切事故の解消が図れた。 (交付基準等の妥当性) 道路改築事業による鉄道の高架化で踏切除去を行い、交通円滑化と踏切事故が解消される受益に対して負担するものであり、他の方法は見当たらない。	道路建設課	
24-2-1	広域河川改修費負担金(平成23年度)	近畿日本鉄道株式会社 大阪市天王寺区上本町 6丁目1番55号	263,009	442,334	(根拠) 二級河川三滝川鉄道橋・道路橋緊急対策事業にかかる協定 (公益性) 二級河川三滝川のネック点が原因となる洪水から県民の生命・財産を守る事業であり、公益性を有する。 (必要性) 洪水から県民の生命・財産を守るため、近鉄橋梁の改築が必要となる。 (効果) 近鉄橋梁付近の拡幅による治水安全度の向上に向けて、事業進捗が図れた。 (交付基準等の妥当性) ネック点解消に伴う鉄道橋架替のため鉄道事業者へ負担するものであり、他の方法は見当たらない。	河川・砂防課	

補助金等評価結果調書

(部局名: 県土整備部) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	当初交付決定額	交付実績額	評価結果	課(室)名	備考
24-2-2	連続立体交差事業負担金(平成23年度)	近畿日本鉄道株式会社 大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号	816,562	829,651	<p>(根拠) 「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する要綱」及び「同細目要綱」に基づく近鉄との協定書</p> <p>(公益性) 健全かつ機能的な都市形成を目的とした都市計画道路等の整備に対する補助であることから公共性を有している。</p> <p>(必要性) 連続立体交差事業による鉄道施設高架化で踏切除去を行うことにより交通円滑化と踏切事故の解消を図る必要がある。</p> <p>(効果) 連続立体交差化に向け仮線工事と高架部の事業進捗が図れた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 連続立体交差事業による鉄道施設高架化で踏切除去を行うことにより、交通円滑化と踏切事故が解消される受益に対して負担するものであり、他の方法は見当たらない。</p>	都市政策課	

4

補助金等評価結果調書

(部局名: 県土整備部) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	当初交付決定額	交付実績額	評価結果	課(室)名	備考
25-1	下水道普及率ジャンプアップ事業補助金	津市 津市西丸之内23番1号	—	80,445	<p>(根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 川や海などの公共用水域、伊勢湾などの閉鎖性水域の水質汚濁防止を行い、生活排水処理対策を推進することを目的としたこの補助金は、ナショナル・ミニマムの理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性) 公共下水道の緊急かつ計画的な整備を促進するため、平成12年度までに市町村が単独で行った事業にかかる地方債の元利償還額に対して、負担軽減を図る必要がある。</p> <p>(効果) 津市が行う汚水排除を目的とした公共下水道事業に対して、県費補助を行うことにより、下水道普及率を16.7%(平成7年度末)から29.6%(平成12年度末)にすることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 市町の財政負担の軽減を図るため最も効果的な支援方法である。なお、新規の採択は終了しており、平成27年度には当該補助制度を廃止する予定である。</p>	下水道課	

5

補助金等評価結果調書

(部局名:県土整備部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	当初交付決定額	交付実績額	評価結果	課(室)名	備考
25-2	下水道普及率ジャンプアップ事業補助金	四日市市 四日市市諏訪町1番5号	—	88,669	<p>(根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱 (公益性) 川や海などの公共用水域、伊勢湾などの閉鎖性水域の水質汚濁防止を行い、生活排水処理対策を推進することを目的としたこの補助金は、ナショナル・ミニマムの理由により公益性を有する。 (必要性) 公共下水道の緊急かつ計画的な整備を促進するため、平成12年度までに市町村が単独で行った事業にかかる地方債の元利償還額に対して、負担軽減を図る必要がある。 (効果) 四日市市が行う汚水排除を目的とした公共下水道事業に対して、県費補助を行うことにより、下水道普及率を38.6%(平成7年度末)から53.6%(平成12年度末)にすることができた。 (交付基準等の妥当性) 市町の財政負担の軽減を図るため最も効果的な支援方法である。なお、新規の採択は終了しており、平成27年度には当該補助制度を廃止する予定である。</p>	下水道課	

9

補助金等評価結果調書

(部局名: 県土整備部) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	当初交付決定額	交付実績額	評価結果	課(室)名	備考
25-3	下水道普及率ジャンプアップ事業補助金	松阪市 松阪市殿町1340番地1	—	96,471	<p>(根拠)                      県土整備部関係補助金等交付要綱                      (公益性)                      川や海などの公共用水域、伊勢湾などの閉鎖性水域の水質汚濁防止を行い、生活排水処理対策を推進することを目的としたこの補助金は、ナショナル・ミニマムの理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性)                      公共下水道の緊急かつ計画的な整備を促進するため、平成12年度までに市町村が単独で行った事業にかかる地方債の元利償還額に対して、負担軽減を図る必要がある。</p> <p>(効果)                      松阪市が行う汚水排除を目的とした公共下水道事業に対して、県費補助を行うことにより、下水道普及率を0%(平成7年度末)から12.8%(平成12年度末)にすることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性)                      市町の財政負担の軽減を図るため最も効果的な支援方法である。なお、新規の採択は終了しており、平成27年度には当該補助制度を廃止する予定である。</p>	下水道課	

7



補助金等評価結果調書

(部局名:県土整備部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	当初交付決定額	交付実績額	評価結果	課(室)名	備考
	木造住宅耐震補強事業費補助金等	四日市市 四日市市諏訪町1番5号	—	129,653	<p>(根拠)                      県土整備部関係補助金等交付要綱                      (公益性)                      耐震改修促進法において現行の建築基準(最低基準)を満たす必要が示されており、ナショナル(シビル)ミニマムの観点から公共性を有する。                      (必要性)                      耐震改修促進法で県は国や市町とともに促進主体として位置づけられている。                      (効果)                      自己負担の軽減により耐震補強を促し、住まいとまちの安全性を高めることができた。                      (交付基準等の妥当性)                      木造住宅の耐震補強を促進するため自己負担の軽減を図るものであり、他の方法は見当たらない。</p>	住宅課	

〇〇

補助金等の見直し状況

(部局名: 県土整備部)

番号	補助金等の名称	見直し結果等	見直しを行った理由	課(室)名	備考
1	木造住宅耐震補強事業費補助金	リフォーム	耐震補強工事において県独自で30万円の上乗せ補助を実施していたが、国の上乗せ補助制度が創設されたこと、並びに限られた財源の中でより多くの耐震補強件数を確保する必要があることから当該上乗せ補助を廃止した。	住宅課	

6